



全ト協発第112号(輸)
平成30年5月31日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、標準引越運送約款の改正を本年1月31日付けで公布し、新たな標準引越運送約款を同6月1日より施行することとしております。

また、同時に標準貨物自動車利用運送（引越）約款についても、本年1月31日付けで改正を公布し、新たな標準貨物自動車利用運送（引越）約款を同6月1日より施行することとしております。

つきましては、貴協会におかれましても、改正内容についてご理解をいただき、新たな標準貨物自動車利用運送（引越）約款の事業所への掲示並びに適用範囲、料金等の変更届出が適切に行われるよう傘下会員事業者に対しご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本約款改正の対象となるのは、貨物利用運送事業に基づき、次のいずれかの登録を受けた事業者です。

①第一種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送）

実運送事業者が実運送事業者に委託する利用運送は対象となりません。

敬 具

※新たな標準貨物利用運送約款、変更届出様式等は、下記URL（国土交通省ホームページ）よりダウンロードできます。

国土交通省>政策・仕事>総合政策>物流>標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正について

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_fr2_000016.html

◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎 ・ 杉崎

TEL：03-3354-1038

- ①新標準貨物自動車利用運送(引越)約款の掲示が必要です。
- ②解約手数料又は延期手数料の対象に料金(積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。)が加わったことから、運賃及び料金の変更届出が必要です。

平成30年6月1日以降

新標準貨物自動車利用
運送(引越)約款を使用する

必要な作業

- ①改正告示後の新標準貨物自動車利用運送(引越)約款を営業所に掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

(その他:従前から独自の約款を使用している場合)

○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

殿

住 所
事 業 者 名
代表者名(役職名及び氏名)
電 話 番 号

印

運賃料金設定(変更)届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を設定(変更)しましたので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称
住 所
代表者名(役職名及び氏名)

2. 設定(変更)した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類

貨物利用運送事業の種別 第一種貨物利用運送事業
利用運送機関の種類 貨物自動車運送

3. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (変更)適用範囲、料金、実費負担
運賃及び料金の額
適 用 方 法 別紙

4. 設定(変更)の実施の日

平成30年6月1日

<運賃料金適用方設定届出の様式例>

<別紙>

【適用範囲について】

(新)

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、利用引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(旧)

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合せて運送する場合には適用しません。

【料金について】

(新)

(荷役に係る料金)

荷役作業(積込み、取卸し、搬出及び搬入作業)、荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業員料を除く。)は、以下に定める料金を収受します。

(1)荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間までごとに	○円	○円

(2)荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間までごとに	○円	○円

(3)開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間までごとに	○円	○円

(車両留置料)

実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

(旧)

(車両留置料)

実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

【実費負担について】

(新)

(実費負担)

次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1)諸資材料(運搬料を含む)
- (2)特殊荷役機械使用料
- (3)有料道路利用料
- (4)一時保管料

(旧)

(実費負担)

次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1)荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- (2)特殊荷役機械使用料
- (3)有料道路利用料
- (4)一時保管料